(b) 「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(c) 「重大な損害のおそれ」とは、第五・四条3に規定する調査によって明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをいう。重大な損害のおそれの存在の決定は、事実に基づいて行うものとし、単に申立て、推測又は希薄な可能性に基づいて行ってはならない。

(d) 「経過期間」とは、特定の原産品に関し、この協定の効力発生の日に開始し、附属書二―Aの規定に従って行う当該原産品の関税の引下げ又は撤廃の完了の日の後十年を経過した時に終了する期間をいう。

第B節　二国間セーフガード措置

第五・二条　二国間セーフガード措置の適用

1　第二・八条の規定に従って関税を撤廃し、又は引き下げた結果として、一方の締約国からの原産品が他方の締約国に絶対量において又は国内生産量に比較しての相対量において増加した数量で輸入されている場合において、当該増加した数量が他方の締約国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こしているときは、他方の締約国は、当該国内産業に対する重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、当該国内産業の調整を容易にするために必要な範囲において、2に規定する措置をとることができる。

2　二国間セーフガード措置とは、次のいずれかの措置をいう。

(a) 原産品の関税の更なる引下げであって第二章に定めるものを停止する措置

(b) 次の税率のうちいずれか低いものを超えない水準まで原産品の関税を引き上げる措置

(i) 二国間セーフガード措置をとる日における実行最恵国税率

(ii) 二千十九年一月三十一日における実行最恵国税率

第五・三条　条件及び制限

1　二国間セーフガード措置については、重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、国内産業の調整を容易にするために必要な限度及び期間を超えて維持してはならず、また、その措置の適用期間は、二年を超えてはならない。ただし、二国間セーフガード措置の適用期間については、延長を含めた合計の適用期間が四年を超えないことを条件として、延長することができる。

2　二国間セーフガード措置については、経過期間中に限りとることができる。

3　二国間セーフガード措置を維持している締約国は、当該二国間セーフガード措置の予定適用期間が一年を超える場合において調整を容易にするため、当該二国間セーフガード措置の適用期間中一定の間隔で当該二国間セーフガード措置を漸進的に緩和する。

4　既に二国間セーフガード措置の対象とされた原産品の輸入については、当該二国間セーフガード措置がとられた期間と等しい期間又は一年のうちいずれか長い期間が経過するまで、二国間セーフガード措置をとってはならない。

5　二国間セーフガード措置の対象とされた原産品について、当該二国間セーフガード措置の適用期間の終了後における関税率は、当該二国間セーフガード措置がとられなかったとしたならば適用されたであろう税率とする。

第五・四条　調査

1　締約国は、セーフガード協定第三条及び第四条2(c)に定める手続と同様の手続に従って自国の権限のある当局（注）が調査を行った後においてのみ二国間セーフガード措置をとることができる。

注　この節の規定の適用上、日本国については、権限のある当局には、関係当局を含む。

2　調査については、いかなる場合においても、その開始の日の後一年以内に完了させなければならない。

3　原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こしているかどうかを決定するための調査においては、当該調査を行う権限のある当局は、当該国内産業の状態に関係を有する全ての要因であって、客観的な、かつ、数値化されたものを評価する。当該要因には、特に、当該原産品の輸入の絶対量及び相対量における増加率及び増加量、当該原産品の輸入の増加に係る国内市場占拠率並びに販売、生産、生産性、操業度、損益及び雇用についての水準の変化を含める。

4　原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こしているとの決定については、調査が当該原産品の輸入の増加と当該国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれとの間に因果関係が存在することを客観的な証拠に基づいて立証しない限り、行ってはならない。当該決定を行うに当たり、当該原産品の輸入の増加以外の要因であって、当該国内産業に同時に損害を引き起こしているものを考慮に入れるものとする。

第五・五条　通報

1　一方の締約国は、次の場合には、他方の締約国に対し直ちに書面により通報する。

(a) 重大な損害又は重大な損害のおそれ及びその理由に関する前条1に規定する調査を開始する場合

(b) 輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれを認定する場合

(c) 二国間セーフガード措置をとり、又は延長することを決定する場合

2　1に規定する通報を行う一方の締約国は、全ての関連する情報を他方の締約国に提供する。当該情報には、次の事項を含める。

(a) 1(a)に規定する場合における通報については、調査の開始の理由、調査の対象となる原産品についての正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号並びに調査の開始の日付及び予定期間

(b) 1(b)及び(c)に規定する場合における通報については、原産品の輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれがあることについての証拠、とろうとする二国間セーフガード措置の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号、当該二国間セーフガード措置の正確な説明並びに当該二国間セーフガード措置を導入しようとする日付及び当該二国間セーフガード措置の予定適用期間

第五・六条　協議及び補償

1　二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、第五・四条1に規定する調査から得られる情報を検討し、当該二国間セーフガード措置に関して意見を交換し、及びこの条に規定する補償について合意に達するため、他方の締約国に対し、事前の協議を行うための十分な機会を与える。

2　二国間セーフガード措置をとろうとし、又は延長しようとする一方の締約国は、他方の締約国に対し、当該二国間セーフガード措置の結果生ずると予想される関税の増大分と実質的に等価値の関税に関する譲許を行うことにより、相互に合意される貿易上の補償の適切な方法を提供する。

3　両締約国が協議を開始した後三十日以内に補償について合意することができない場合には、自国の原産品について二国間セーフガード措置がとられる締約国は、この協定に基づく関税に関する譲許であって、当該二国間セーフガード措置の結果生ずる関税の増大分と実質的に等価値のものの適用を停止することができる。関税に関する譲許の適用を停止する権利を有する締約国は、実質的に同等の効果を達成するために必要な最小限度の期間に限り、かつ、当該二国間セーフガード措置が維持されている期間に限り、関税に関する譲許の適用を停止することができる。

4　3の規定にかかわらず、3に定める停止の権利については、二国間セーフガード措置が輸入の絶対量の増加の結果としてとられたものであり、かつ、当該二国間セーフガード措置がこの協定に適合する場合には、当該二国間セーフガード措置がとられている最初の二十四箇月間においては行使してはならない。